

特別区の児童相談所設置をめぐる最近の動向

1. 令和4年4月1日以降の特別区の児童相談所設置をめぐる動向

- 令和4年4月1日に中野区児童相談所が開設されました。
 - 令和4年6月17日に豊島区（令和5年2月開設予定）を児童相談所設置市に指定する「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」が公布されました。
 - 令和4年7月1日に板橋区児童相談所が開設されました。
 - 令和4年10月18日に葛飾区（令和5年10月開設予定）を児童相談所設置市に指定するよう要請しました。
- ※ 平成28年6月に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律により、特別区も政令による指定を受けて児童相談所を設置できることとされています。
- ※ この他、令和2年4月に世田谷区・江戸川区が、同年7月に荒川区が、令和3年4月に港区が児童相談所を開設しています。
- その後も、順次、特別区の児童相談所が設置される見込みです。

2. 特別区における児童相談所設置時期（予定含む）（令和4年9月時点）

令和2年度	設置済	令和2年 4月	世田谷区・江戸川区	6区
令和3年度		令和2年 7月	荒川区	
令和4年度		令和3年 4月	港区	
令和4年度	設置予定	令和4年 4月	中野区	6区
令和5年度		令和4年 7月	板橋区	
令和5年度		令和5年 2月	豊島区	
令和6年度		令和5年10月	葛飾区	
令和7年度		令和6年10月	品川区	
令和7年度		令和7年度	文京区	
令和8年度		令和8年度 令和8年度第4四半期	杉並区 北区	
上記12区のほか、10区が設置の方向で検討中（計22区）				

参考資料

◇豊島区児童相談所の設置概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

◇葛飾区児童相談所の設置概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

豊島区を「児童相談所設置市」に指定する政令が閣議決定されました

令和4年6月14日、令和5年2月に豊島区を「児童相談所設置市」に指定する児童福祉法施行令の一部を改正する政令が閣議決定されました。この政令指定により、豊島区は児童相談所を設置することができます。

本区の児童相談所の開設は、長崎健康相談所との複合施設として整備を進めています。子どもを守る専門機関と母子保健の専門機関が一体となった新たな子ども・子育て拠点として、子どもの最善の利益を確保します。

また、子育て・健康に関するイベントの実施や交流スペースとしての活用に加え、地域防災の中核的な役割を担う消防団施設も併設することで、地域の安全・安心を総合的に守ります。

▼児童相談所外観（イメージ）



■豊島区児童相談所の概要

開設日：令和5年2月1日

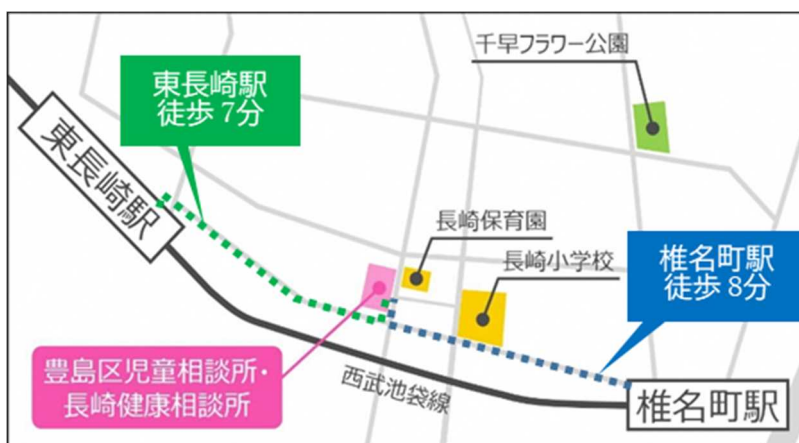
所在地：豊島区長崎三丁目6番24号
(旧長崎健康相談所跡地)

延床面積：3239.34㎡

構造・階層：鉄筋コンクリート造
／地下1階、地上3階

3F	児童相談所
2F	児童相談所
1F	長崎健康相談所、消防団施設
B1F	長崎健康相談所

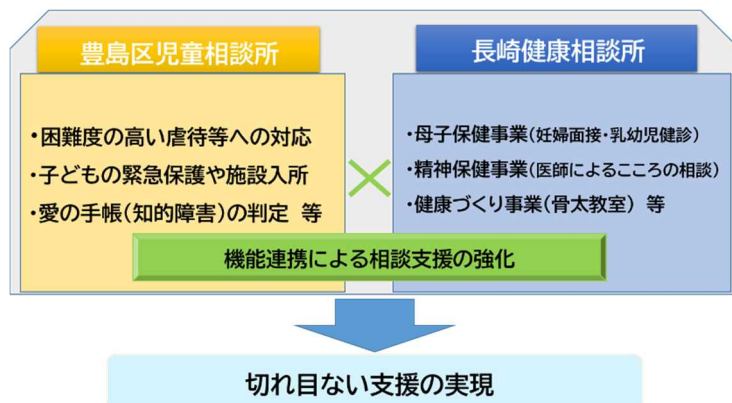
▼案内図



■豊島区児童相談所の3つの特長

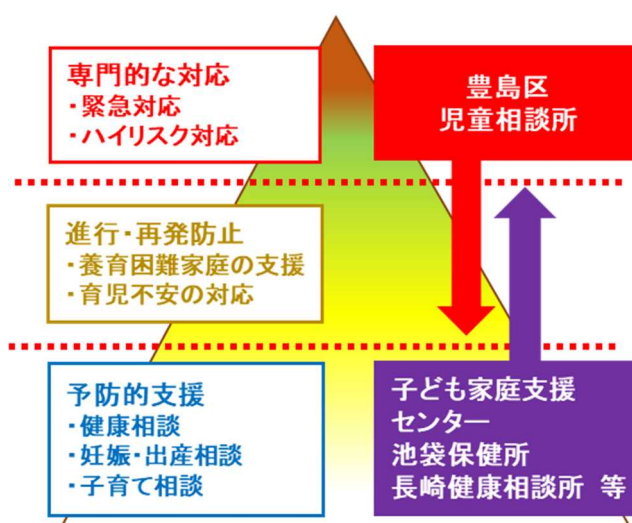
1. 長崎健康相談所と合築！ ～新たな子ども・子育ての相談拠点～

- 長年、地域で親しまれてきた「長崎健康相談所」と合築することで、子育て支援部局と母子保健部局との連携をさらに強化し、妊娠・出産から子育てに至るまでの相談拠点として、切れ目ない支援の充実を図ります。



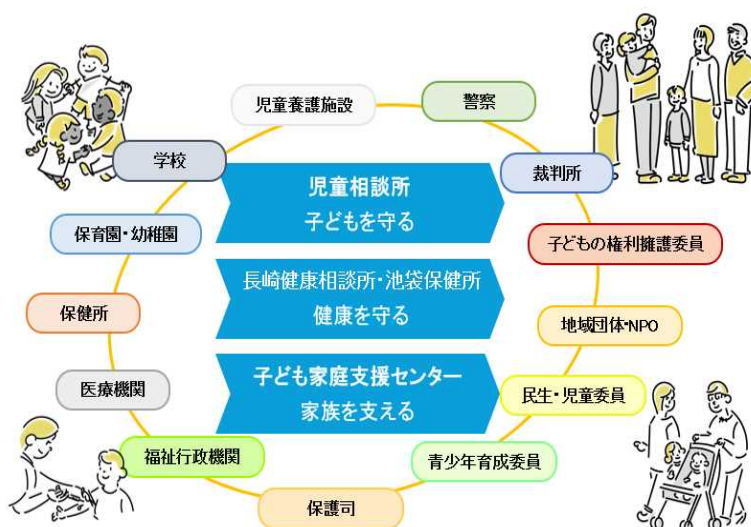
2. 専門職による一貫した支援と子どもの権利を保障する取組みを進めます！

- 一時保護など法的対応の専門機関である「児童相談所」と身近な子育て相談機関である「子ども家庭支援センター」が区の児童相談行政の両輪となり、関係機関と連携を図るなかで、身近な相談からハイリスクな相談までを専門職が一貫して支援します。
- 子どもたちが夢や希望を抱き、安心して健やかに成長できるよう、健康に配慮した予防的な支援に努めます。



3. “オールとしま”による児童相談体制を構築し、子どもを虐待から守ります！

- 増加しつつある児童虐待等の相談に対して、「児童相談所」と「子ども家庭支援センター」に母子保健の専門機関である「長崎健康相談所・池袋保健所」を加えた三機関が核となり、それぞれの専門性を活かした迅速かつ適切な対応を行います。
- 関係機関との連携と地域のネットワークを活用した“オールとしま”による児童相談支援体制を確立し、虐待の疑いのある子どもとその家庭の早期発見、早期対応と予防に努め、「児童虐待ゼロ」を目指します。



お問い合わせ先：子育て支援課児童相談所設置準備担当 電話：03-4566-2488

葛飾区児童相談所の設置について

平成 28 年の児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、特別区において児童相談所の設置が可能となりました。これを受けて、令和 4 年 10 月 18 日、葛飾区は厚生労働省に対し、児童福祉法に規定する「児童相談所設置市」として政令指定することを要請しました。この政令指定を受けることにより、葛飾区は児童相談所を令和 5 年度に開設することができます。

1 基本理念

平成 28 年度の児童福祉法改正では、全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、心身の健やかな成長、発達、自立を図ることなど等しく保障される権利を有することが明記されました。

本区は、このような児童福祉法の理念のもと、「子どもとその家庭が安全で安心して自立した生活ができるかつしか」の実現をめざします。

かつしかの子どもは葛飾で守る、それは葛飾区の誇りです。

2 葛飾区児童相談所の概要

開設日：令和 5 年 10 月 1 日(日)
 所在地：葛飾区立石二丁目 179 番 1、2
 延床面積：3,936.02 m²
 規模等：鉄骨造 4 階建て

4 階	管理エリア
3 階	一時保護所エリア(日中活動を行う共用ゾーン)
2 階	一時保護所エリア(居室ゾーン)
1 階	児童相談所エリア

【案内図】



【葛飾区児童相談所イメージパース】



3 子ども総合センターと児童相談所・一時保護所の今後の展望

子ども総合センターでは、様々な課題を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、未然に課題の発生や重篤化を防ぐための支援機能の強化が不可欠です。そこで、子ども総合センター機能と体制の拡充を図りながら、継続的かつ専門的な地域密着型の見守り体制の構築をめざします。

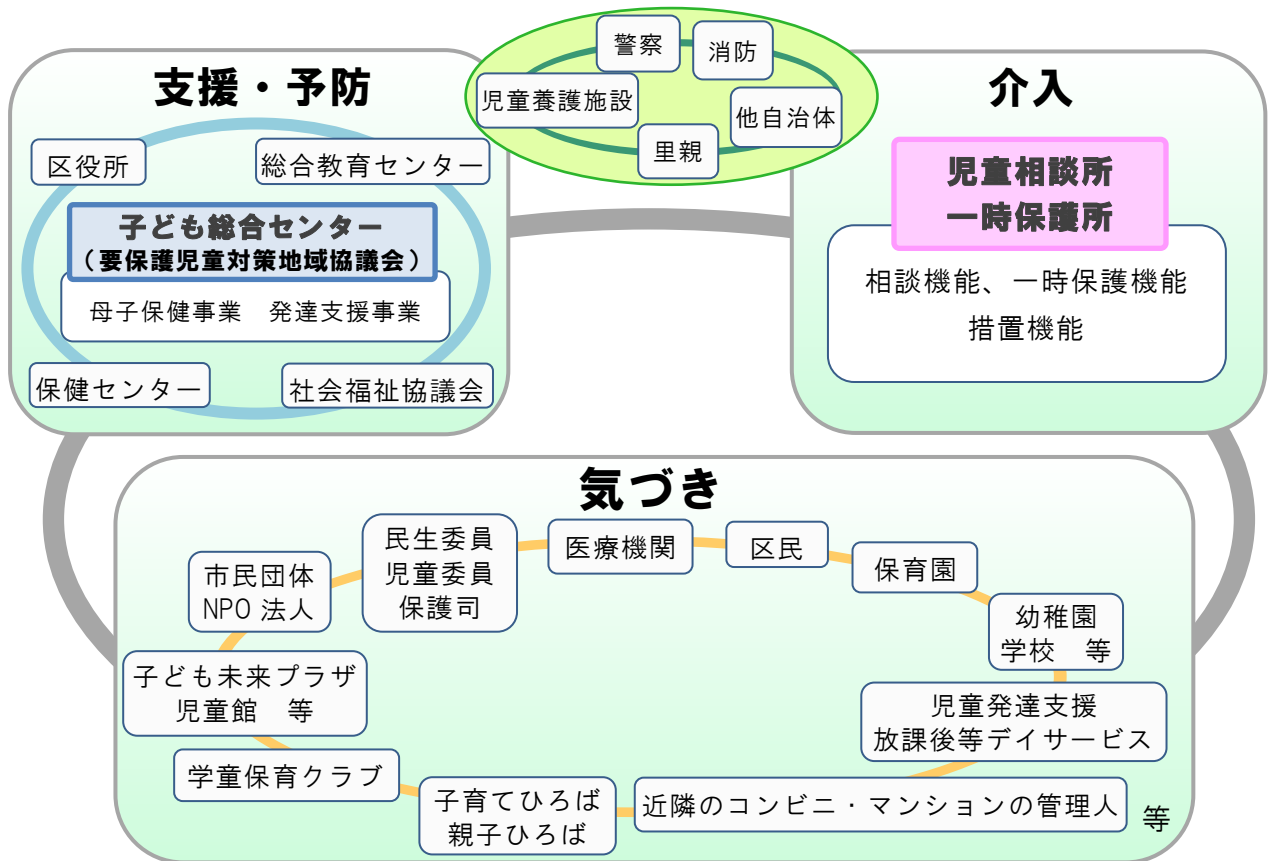
新たに設置する児童相談所は、子どもの命と安全確保を第一に考え、法的介入をはじめとした措置機能や一時保護機能を活用することで、これまで子ども総合センターで支援に限界を感じていた子どもや家庭に対しても、専門的な対応ができるようになります。

このように、子ども総合センターと児童相談所が両輪となり、子どもや保護者一人一人の状況に合わせた切れ目のない支援を、これまで以上に適切かつ迅速に行う体制を構築し、児童相談体制の強化をめざします。

※子ども総合センターは、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の両方の機能をあわせもつ機関です。

4 葛飾区が目指す児童相談体制 5つの目標

- (1) 子どもの最善の利益を確保することを第一に考えます。
- (2) 子ども総合センターと児童相談所の緊密な連携を図ります。
- (3) 子どもや家庭に対する自立支援の充実を図ります。
- (4) 虐待予防に対する支援の充実を図ります。
- (5) 地域の見守り力の育成を図ります。



お問い合わせ先：児童相談所開設準備室 児童相談所運営準備担当係
電話 03-6662-7036